

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 健優会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次 637 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 26 年 2 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 26 年 3 月 5 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	霧島リウマチ膠原病クリニック	4611911258	鹿児島県霧島市隼人町見次 637番地1	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年	6月11日	令和6年度決算の決定
	〃	令和7年度役員改選承認
	〃	令和7年度役員報酬額の承認
令和8年	4月25日	令和8年度収支予算案及び借入金額限度額の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 健優会
所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次637番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	145, 802 千円
2. 負 債 額	27, 629 千円
3. 純 資 産 額	118, 172 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	100, 493
B 固 定 資 産	45, 308
C 資 産 合 計 (A + B)	145, 802
D 負 債 合 計	27, 629
E 純 資 産 (C - D)	118, 172

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 健優会
所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次637番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
(令和 8年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	100,493	I 流 動 負 債	17,073
現 金 及 び 預 金	66,033	買 掛 金	7,229
事 業 未 収 金	31,799	未 払 金	2,036
た な 卸 資 産	1,315	未 払 費 用	6,504
前 払 費 用	1,304	未 払 法 人 税 等	37
そ の 他 の 流 動 資 産	40	未 払 消 費 税 等	152
II 固 定 資 産	45,308	預 り 金	1,112
1 有 形 固 定 資 産	28,746	II 固 定 負 債	10,556
建 物	10,791	長 期 借 入 金	10,216
構 築 物	1,672	そ の 他 の 固 定 負 債	340
医 療 用 器 械 備 品	2,244	負 債 合 計	27,629
そ の 他 の 器 械 備 品	825	純 資 産 の 部	
車 両 及 び 船 舶	2,406	科 目	金 額
土 地	10,388	I 基 金	1,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	418	II 積 立 金	117,172
2 無 形 固 定 資 産	311	繰 越 利 益 積 立 金	117,172
ソ フ ト ウ ェ ア	311	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
3 そ の 他 の 資 産	16,250	純 資 産 合 計	118,172
そ の 他 の 固 定 資 産	16,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	145,802
資 産 合 計	145,802		

様式 4 - 2

法人名 医療法人 健優会
所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次637番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		238,383
2 事業費用		
(1)事業費	239,048	
(2)本部費	0	239,048
本来業務事業損失		665
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		665
II 事業外収益		
受取利息	138	
その他の事業外収益	1,411	1,550
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常利益		884
IV 特別利益		
固定資産売却益	874	
その他の特別利益	0	874
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		1,759
法人税・住民税及び事業税	306	
法人税等調整額	0	306
当期純利益		1,452

様式 5

法人名 医療法人 健優会
所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次637番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 健優会

理事長 吉玉 珠美 殿

私は、医療法人健優会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月10日

医療法人 健優会

監事 蒲生栄一